令和８年６月１日

180 日を超える入院に係る選定医療費について

入院期間（今回の入院以前 3 か月以内の同一の症状で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む）が 180 日を超えた場合は、入院基本料の 85%のみが保険診療扱いとなり、

残りの 15%については選定療養費として患者様に負担していただくこととなります。

当院では、ご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

入院基本料（地域一般入院基本料 3）

…1 日につき 1,670 円（税込）

※この選定療養費は、従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。

医療法人社団　育誠會

北総栄病院